

鳥取県告示第255号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑町二丁目126	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町二丁目126-4	平成20年4月1日